

# さまざまな障害者福祉サービスがあります

☎ 福祉課社会福祉係 ☎ 95-9884

市では、以下のような障害者福祉サービスがあります。なお、サービスにより自己負担があります（介護保険での同一サービスは介護保険を優先）。

## ▼ホームヘルプサービスやショートステイ

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に対する福祉サービス（ホームヘルプ、ショートステイなど）を利用者がサービス事業者を選んで利用できます。発達障害がある人や難病患者の人も受給できます。利用には障害程度の区分認定を受け、支給決定される必要があります。

## ▼補装具費の支給

失われた身体機能を補うための補装具（補聴器、義手、車いすなど）の購入・修理費用の一部を支給しています。

## ▼NHKテレビの受信料の減免

心身障害者のいる世帯で、経済的状態及び障害の状況によりNHKテレビの受信料の減免が受けられません。

## ▼手話通訳者の設置・派遣

手話をコミュニケーションの手段としている人に、手話通訳者が福祉課窓口で相談や各種手続きを手伝います。また、公共機関などに手話通訳者が出向いて通訳を行います。

## ▼障害者入浴等施設優待利用券交付

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者に、入浴施設など（あおいパーク浴室、サン・ビレッジ衣浦浴場とプール、高齢者元氣ッス館浴室）の無料券を配布します。

## ▼自動車運転免許取得費の助成

身体障害者手帳所持者が、自動車の運転免許証を取得する場合、費用の一部を助成します。

## ▼自動車改造費用の助成

身体障害者手帳所持者が、自動車を取得する場合、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

## ▼福祉タクシー料金の助成

重度障害者（身体障害者1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級）が電車などの交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する場合、利用券を交付し基本料金を助成します（自動車税免除者は対象外）。

## ▼日常生活用具の給付

重度の障害者（児）の利便を図るため、日常生活用具（特殊ベッド、ストーマ用具、入浴補助用具、盲人用時計、住宅改修など）を給付します。

## ▼自立支援医療の給付

更生医療	身体障害者手帳所持者で、治療することにより日常生活の向上が見込まれる人（人工透析を受けている人など）に給付します。
育成医療	身体に障害がある18歳未満の子で、手術などを行うことにより治癒又は障害が軽減される人に給付します。
精神通院	精神疾患のある人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、通院医療費を支給します。

## ▼有料道路の割引

身体障害者手帳所持者が運転する場合又は、重度の身体障害者や知的障害者（1種該当者のみ）を乗せて介護者が運転する場合に割引が受けられます。

## ▼声の広報発行

視覚障害者のために、録音による声の広報を発行して、市の行政など公共的な情報を無料で提供しています。

## ▼住宅用火災警報器の設置

重度障害者（身体障害者1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級）のみの世帯に台所用と寝室用各1台（寝室が2階にある場合は1台追加）給付し、設置します。



## ▼障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者が掛金を納めることにより、保護者が死亡・重度障害を負ったとき、障害者へ終身一定額の年金を支給する制度です。

### 相談窓口

各種福祉サービスの利用相談などを社会福祉協議会で行っています。ぜひ利用してください。

☎ 46-3702 FAX 48-6522

# 知っていますか？ヘルプマーク・ヘルプカード

☎ 福祉課社会福祉係 ☎ 95-9884

## ヘルプマークとは

「ヘルプマーク」を見かけたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声を掛けるなど、思いやりのある行動をお願いします。義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人たちが援助を得やすくなるよう、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるものです。



### ▼ヘルプマークを配布しています

**対** 義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など援助や配慮を必要としている人 ※障害種別・等級、病名などの条件はありません。

**配布方法** 福祉課、保健センター、社会福祉協議会の各窓口で1人につき1個配布します。郵送はできませんが、代理受け取りは可能です

### ▼ヘルプマークを身に着けた人を見かけたら

- ・電車、バスの中で席を譲ってください ・駅や商業施設などで声をかけてください
- ・災害時は安全に非難するために支援してください

## ヘルプカードとは

自分から「困った」と伝えるのが苦手な人が、緊急時や災害時などに、このカードを見せることで周りの人に助けを求めるものです。ヘルプカードを持っている人が困っているところを見かけたら、記入された内容について支援や配慮をお願いします。



### ▼どんな風に使うの？

財布や手帳の中に入れて携帯すると便利です。またビニールケースに入れて身につけておくと、周りの人にも見てもらいやすくなります。災害時や緊急時、日常で困っているときに使ってください。

**対** 障害や高齢などにより支援や配慮が必要な人

**配布方法** 福祉課、高齢介護課、保健センター、社会福祉協議会の各窓口又はホームページから印刷して使えます。申請書などの記入はありません。

### ▼記入できる内容

- ・名前や住所、緊急連絡先などの情報 ・障害名、病名やかかりつけ医療機関の情報
- ・「周りがうるさいとパニックになります」など周囲の人に知ってほしいことや、お願いしたいこと



## くるくるバスの降車バス停指さしシートを設置しています

☎ 福祉課社会福祉係 ☎ 95-9884

耳がきこえない人がくるくるバスの降車バス停を運転手に伝えられるように、バス停指さしシートを設置しています。バス停指さしシートは運転手が持っています。乗車時にバス停指さしシートを使って、運転手へ降車するバス停を伝えてください。



## 市民図書館特集コーナー

☎ 図書館本館 ☎ 41-0894

市民図書館では障害者週間を含む11月28日(木)～12月28日(土)の期間で、障害者理解と共生社会実現への啓発を趣旨とした特集コーナーを設けています。ぜひ来てください。

